サラマンカホール弦楽器貸与事業検討委員会設置要綱

(設置)

第1 岐阜県は、近日寄贈を受ける予定の弦楽器を、岐阜県県民ふれあい会館サラマンカホール(以下「ホール」という。)で活用し、音楽を志す若者や学生、新進気鋭の音楽家等に広く貸与する事業(以下「貸与事業」という。)を検討している。貸与のルールや貸与先の選考基準等について、専門家の助言を基に検討するため、サラマンカホール弦楽器貸与事業検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(調査事項)

- 第2 委員会は、次に掲げる事項について検討する。
- (1) 弦楽器の貸与スキーム(借受者の資格等、貸与期間、費用負担、借受者の義務等)
- (2) 弦楽器貸与先の選定方法
- (3) その他、貸与事業の実施のために必要な事項

(構成)

第3 委員会の構成は、別表のとおりとする。

(任期)

第4 委員の任期は、委員会の解散の日までとする。

(委員長)

第5 委員会には委員長を置き、委員のうちから互選する。

(事務局)

第6 委員会の事務局は、岐阜県環境生活部県民文化局文化創造課に置く。

(招生)

第7 委員会は、岐阜県環境生活部県民文化局文化創造課長が招集する。

(解散)

第8 委員会は、2019年11月30日までに解散する。

附則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

別表 委員名簿

氏名	所属等
嘉根 礼子	サラマンカホール支配人
小林 亮太	大垣室内管弦楽団
原田 禎夫	(特非)小澤国際室内楽アカデミー奥志賀副理事長 上野学園大学音楽学部特任教授(チェロ) サラマンカホール・レジデント・カルテット指導者
間瀬 穂積	弦楽器寄贈者